

令和 7 年 3 月 7 日

各 位

松本ハイランド農業協同組合

貯金金利の改定について

当組合では、令和 7 年 3 月 10 日（月）より、以下のとおり貯金金利を引き上げます。
農業振興と地域発展に貢献する金融機関として、組合員・利用者の皆様へより一層のサービス提供に努めてまいります。

1. 定期性貯金金利の改定

預入期間	改定前	改定後	改定幅
1 カ月	0.125%	0.225%	+0.100%
3 カ月	0.125%	0.225%	+0.100%
6 カ月	0.125%	0.225%	+0.100%
1 年	0.125%	0.250%	+0.125%
2 年	0.125%	0.250%	+0.125%
3 年	0.155%	0.275%	+0.120%
4 年	0.155%	0.300%	+0.145%
5 年	0.210%	0.350%	+0.140%
7 年	0.250%	0.400%	+0.150%
10 年	0.300%	0.450%	+0.150%

表示利率は、税引前の年利率となります。
上記利率は、スーパー定期貯金、大口定期貯金に適用されます。

定期積金	改定前	改定後	改定幅
3 年未満	0.125%	0.250%	+0.125%
3 年以上	0.150%	0.275%	+0.125%

表示利率は、税引前の年利率となります。

2. 適用開始日

令和 7 年 3 月 10 日（月）

以上